

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和3年8月31日(火)
会議時間 14時00分開会 15時10分開会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮学
- 5 説明員 副町長：山本 司
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
 - (1) 令和3年 第5回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の確認
 - ② 一般質問の確認
 - ③ 審議方法及び審議日程の決定
 - ④ 会期の決定
 - ⑤ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書について
 - ⑥ 議会中継システム更新に伴う対応について
 - (2) 模擬議会の開催について
 - (3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（中島里司）：本日の議会運営委員会は、定例会前の一般質問通告後の会議ということは恒例となっている。本日も7名の方から通告が出されている。それらを含めながら9月定例会の日程等についてご審議していただきたい。また、副町長以下、執行部についてはご多忙の中、出席いただいたことに感謝申し上げます。只今から本日の議会運営委員会を開会する。

（1）令和3年第5回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の確認

委員長：議件に入る。令和3年第5回町議会定例会の運営についてお諮りする。①予定議案等（町・議会）の確認をさせていただく。初めに、執行側として副町長から説明をお願いする。

副町長（山本 司）：8月26日に議案を送付させていただいた。前回の議会運営委員会以降、議案の変更等はない。行政報告についても前回の議会運営委員会でお話したとおり、農産物の生育状況等と新型コロナウイルスワクチンの接種状況、2件を予定している。

委員長：議会側の変更・追加の確認を行う。事務局長から説明をお願いする。

事務局長（田本 尚彦）：議会側の議案の追加について説明する。請願について、清水町農民連盟より1本上がってきている。「コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書」である。取り扱いについては、後程ご協議いただきたいと思う。これ以外に追加等はない。

委員長：今、執行側のほうから変更なしということ、これらについて質疑は特にないと思う。議会側から出た請願については1件ある。これについて何か質疑等はあるか。

（なしの声あり）

委員長：請願の取り扱いについては、後程、協議させていただく。

② 一般質問の確認

委員長：②一般質問の確認をさせていただく。それぞれ、通告については、皆さんのお手元に7名、17項目の通告があった旨、資料が届いていると思う。3～4分程休憩を取るので、一読願う。休憩する。

【休憩 14:03】

【再開 14:07】

委員長：休憩前に引き続き会議を始める。特に一般質問について何かあるか。高橋委員。

高橋委員：中河議員の一般質問の2番目の項目、「『#みんなの生理』という団体の2月の調査」とあるが、どういう団体かわからなく、いつの2月の調査なのかかわからない。そういうものを引き合いに出すのはいかがなものかと思う。これは私の個人的な受け取り方であって、それが良いのか悪いのか判断がつかないが、いかがなものかと思うが。

委員長：只今、高橋委員から、中河委員の2番目の通告の中段のところにある。「『#みんなの生理』という団体の2月の調査では」という文面、この団体がどういう団体なのかかわからないと、どこから引用したのかという話だと思う。これについて、地方でこういう調査をしているかどうかというのは、マスコミで聞いている限りでは、心当たりがない。都会のほうで多いという感じで聞いている。その辺について本町が該当してくるかどうかは、高橋委員が言われたことからいうといかがなものかなと思う。ご意見をいただきたいと思う。この内容でよければこれでいいと思う。良ければいいということも意見としていただきたいと思う。口田委員。

口田委員：確認したい。この団体は実在するのか。調べたのか。

委員長：休憩する。

【休憩 14:10】

【再開 14:41】

委員長：休憩を閉じて会議を開く。中河議員の2番目の通告「生理の貧困対策について」の文面について、議長と事務局長で本人と協議していただいた。その結果について、事務局長から説明をいただきたいと思う。

事務局長：中河議員の2つ目の一般質問の中で、「#みんなの生理」という団体の調査の記述について内容的にどうかという話があった。この部分について中河議員本人に確認して、調査としてはインターネットを通じて広く調査を行ったものであり、どういういった対象、団体というものを特定した調査ではないというご説明であった。もう1点、今回の質問の基層の部分として、国の行っている「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」で決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」の中に、生理の貧困にある女性への支援等を盛り込んでいるという事情があるので、その調査の部分に係る文書を削除し、国の機関の決定の中にこういった課題が載っているという旨を質問の中で説明をしたいということであった。以上である。

委員長：今、事務局長から説明をいただいたとおりでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：議長と事務局長で再度本人に協議をさせていただいた内容の説明のとおり決定をして、通告の文面を変更していただくことにしたいと思う。他に何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：なければ、一般質問の内容等については、中河議員の一部変更だけをして決定したいと思う。日程については、チラシ折り込みにより住民に周知することから日程等の割り振りを行いたいと思う。

9月13日(月)4名、9月14日(火)3名に決定したいと思うがよいか。

(はいとの声あり)

委員長：そのとおり取り進めていただきたいと思う。

③ 審議方法及び審議日程の決定

委員長：③審議方法及び審議日程の決定について、事務局長から説明をお願いします。

事務局長：お手元に配布している付議予定議件に基づき、審議の日程を日にち順に説明をする。補正予算、議案第64号一般会計補正(第6号)～68号下水道会計補正(第2号)までの5件については、前回の委員会での執行側からの要請に基づき9月7日(火)初日の審議となる。その他の議案の最初にある行政報告については、農作物の生育状況等について、新型コロナウイルスワクチン接種状況についての2件について9月7日、報告として、報告第1号健全化判断比率の報告について、報告第2号資金不足比率の報告についての2件は同じく9月7日、専決処分承認を求めることについての議案第59号一般会計補正予算(第5号)についても同じく9月7日、議案第72号及び第73号工事請負契約の締結について事前配布ではなくて当日配布の議案になるが9月7日である。議会関係について、先程、説明した請願1件については9月7日にお諮りする。所管事務調査の報告については、総務産業常任委員会からの報告を予定している。

先ほど説明のあった一般質問7名17項目については、9月13日、9月14日の2日間に分けて行う。

次に、決算認定第1号～第6号一般会計以下6会計の歳入歳出決算の認定については、本会議の中で9月15日、16日の日程を予定をしている。

休会日9月17日(金)は、予備日として確保している。

最終日9月21日(火)について、まず条例、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については新設条例であるが、令和3年3月31日に失効した固定資産税の免除に関する条例の内容が概ね引き継がれた内容ということで、本会議での審議を予定している。議案第61号清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定、62号町税条例の一部を改正する条例の制定、63号清水町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定、この3本については9月21日最終日の審議となる。その他の項目、議案第69号清水町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議案第70号清水町教育委員会教育長の任命について、第71号清水町監査委員の選任については、いずれも9月21日最終日の審議となる。議会関係では、意見書3本については、9月21日最終日の審議、所管事務等調査の申し出、議員の派遣これらも最終日に行う予定となっている。なお、先程、若干説明が漏れていたが、一般質問については、質問者全員が答弁書を希望することで確認をしているの

で、付け加えさせていただく。以上、日程の説明であった。

委員長：日程等について付議予定議件ということで、事務局長から説明いただいた。委員のほうから何か意見等はあるか。

(なしとの声あり)

委員長：事務局長から説明いただいたとおり、この日程で決定させていただく。

次に、各会計の決算認定について、事務局長から進め方について説明していただき審議していただきたいと思う。事務局長よろしく願います。

事務局長：認定第1～6号の6会計の決算認定について例年どおり本会議で審議をすることと確認をしている。審議の進め方については、一般会計の歳入は款ごと、一般会計歳出は項ごと、特別会計・事業会計は会計ごとに質疑を行うこととしてよろしいかの確認である。また、質疑回数を3回までとする会議規則の規定を適用しないで、回数制限は行わず、質疑の方法も初回から一問一答方式で行ってきている。今回も同様の方法で行ってよいかの確認である。なお、質疑は連続して行うこととしており、例えば歳出会計の項の中で、質疑を終えた後、次の人に質疑が移ったあとは、前の方は再び質疑することができないことについても確認をお願いする。以上である。

委員長：只今、事務局長のほうから説明いただいた。例年行っている形での説明である。何か委員から意見等あるか。

(なしという声あり)

委員長：事務局長から説明していただいたとおり決定させていただきたいと思う。

次に、全員協議会の開催予定を確認させていただく。事務局長から説明願います。

事務局長：会期中で、全員協議会の開催を予定したいというところである。只今、説明した決算認定の審議の進め方についての全議員への説明、議会費の決算説明等のために開催の必要があるので、9月14日本会議終了後に議場において開催をしたいところの確認をお願いする。

委員長：全員協議会の日程について、決算認定の審議の進め方等について、9月14日本会議終了後に開催を予定している。異議あるか。

(なしとの声あり)

委員長：そのように決定させていただく。

④ 会期の決定

委員長：次に、④会期の決定について、9月7日（火）から9月21日（火）までの15日間としたいが、よろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：意義なしと認める。会期の決定について説明したとおり決定させていただく。

⑤ 陳情、請願、意見書等について

- ・コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書について

委員長：次に、⑤陳情、請願、意見書等についてお諮りする。コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書について、請願者が農民連盟、紹介者が口田議員となっている。これらについては総務産業常任委員会に所管ということで、審査を付託することでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：そのように取り進めていただく。

⑥ 議会中継システム更新に伴う対応について

委員長：⑥議会中継システム更新に伴う対応について、事務局から説明願います。

事務局長：今回、議会中継システムについて、従来の配信方式からYouTube配信方式の機材に放送設備を更新して、8月末に納入ということで、操作状況等を確認している。従来、本会議、予算審査特別委員会の開催の際に、マイクで話す時に発言者本人がマイクのスイッチを操作して行っていること

ころであるが、今回の機器更新により、本会議場からの中継を伴う会議に限っては中継のカメラアングルとマイクのスイッチが連動するシステムになった。発言する方に対してカメラを向けると同時にマイクのスイッチがオンになる。このことから、マイクのスイッチは、操作卓の事務局でスイッチで切ったり、付けたりすることになる。先に手を挙げて、今までどおりマイクのスイッチをオンにするとカメラが向いた時にマイクのスイッチが切れることになる。このことから、発言される方については、議長からの指名を受けてマイクが赤い点灯ができた時点で発言できる状態になったという確認で、発言をしていただく。方法が変わるので、そちらの確認をこの場で行い、議員の皆さまには9月7日の本会議開会前2分位を目途に説明員がいる中で、もう一度、操作方法について説明をしたいと考えている。なお、中継を伴わない全員協議会等での本会議場の使用、委員会室で行われる委員会については従来どおりマイクのスイッチを押してから発言していただくということになる。場面によって対応が変わるが、協力をお願いしたいと思う。以上である。

委員長：理解していただいたか。挙手して議長から許可が下りて、今までは挙手して自分でスイッチ入れてから発言をする。今後は、中継が伴っているものについては、議長から指名を受けて許可が下りた後、マイクの電気がついて初めて発言ができるということで、ご理解をしていただきたい。初日に事務局から詳しく説明していただく。当委員会としては、了解していただくということによりか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのほか、定例会の運営について何かあるか。口田議員。

口田委員：執行部が退席する前にお願い事がある。先ほど出た請願の関係で、干ばつに対する影響に対しての請願が出ている。本町もどの程度、干ばつによる被害があるか、ないかということを含めて今までの作況調査と違った目で調査して報告してほしい。この請願は、全道的なものだから町村によっては、違いがあると思う。清水町としては、どの程度の被害があるか今までと角度を変えて報告いただければありがたい。請願審査もあるが、清水町の場合はどのような被害があるかわからないとできない。我々は、作況調査には出席しないので、総体的に清水町の干ばつ被害があるのかないのかという報告をお願いしたいと思っている。

委員長：今の口田委員の意見について、農林課、町の所管だけではなくて、それを関係している団体があるようなので、そちらのほうとも連携をとってそれらも含めて検討をお願いしておきたいと思う。

委員長：ほかに何かあるか。

(なしという声あり)

(2) 模擬議会の開催について

委員長：次に、模擬議会の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局長：模擬議会については昨年度、初めて清水高校の生徒に参加いただき開催したところである。本年度においても、清水高校3年生の総合的な探求の時間の中で模擬議会を開催する予定で春先より協議、調整しているところである。開催日については、10月5日(火)午後1時30分から3時30分に、議場において開催をする。当日、全議員が出席をする。また、質問に対する答弁、説明については議長から町長に協力をお願いを春先に行っているが、9月7日に高校生から質問の通告を受けた段階で正式に書面をお願いしていく。なお、この会議については昨年も同様であるが、中継で配信予定である。通告のあった質問については、総務課を通して町側に答弁を作成していただき、答弁の内容要旨については、9月21日午前中に高校側に返したいと思っている。高校側のほうで9月21日午後の授業で、答弁要旨に基づく再質問等の課題検討を行い、翌週の9月28日(火)午後1時15分から清水高校で模擬議会事前学習会(リハーサル)を予定されている。その中で、一般質問の全体の進行確認と再質問の検討を行うことを高校側のほうでも計画をしているところである。以上、模擬議会の開催についての内容である。

委員長：今年で2回目の高校生の模擬議会ということで、今、事務局長からの説明いただいた。これについて質問等はあるか。

(なしという声あり)

委員長：このような日程で取り進めてまいる。通告がきたら、その内容について執行側のほうに質問があったということで、お願いに伺いたいと思う。その節はよろしく願います。

ここで、大変、長時間にわたり多忙のところお付き合いいただいた執行側の副町長以下に退席いただき。休憩する。

【休憩 15:05 (執行側退席)】

【再開 15:06】

(3) その他

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。その他に入る。事務局から説明をお願いする。

事務局長：その他についての説明である。先程、若干触れたが、模擬議会の事前学習会の実施についてお手元に「3年次総合的な探求の時間『地域研究』における清水町模擬議会実施について」の資料を配付させていただいた。9月28日(火)午後1時15分から3時05分に清水高校において模擬議会の事前学習としてリハーサルを実施される。当日、議会運営委員会のほかの議員にも参加いただく予定としている。大変申し訳ないが、他の課の用務で公用車を使うということで、車の手配ができないので、議員の皆様には後程連絡をするが、清水高校前の町営球場駐車場に午後1時10分の現地集合ということで、お集まりいただき清水高校に出席をしていただきたいと思いますと考えている。大変申し訳ないが協力よろしくをお願いする。

また、10月5日(火)午後1時30分から午後3時30分、議場においての模擬議会開催について、当日全議員の方に出席いただく予定をしている。会議の様子については、YouTube配信でライブ中継をしたいと考えている。以上、模擬議会の事前学習会、本番の実施についての説明であった。

委員長：今、事務局長から説明していただいたことについて何か意見等はあるか。

(ありませんとの声あり)

委員長：報告したとおり皆さんの協力をお願いする。

次回の会議について、事務局長から説明をお願いする。

事務局長：次の会議ということで、予め予定をしておきたい。9月14日(火)一般質問2日目の終了後に全員協議会を予定している。その後に委員会を開催したいと思う。前回の委員会でも若干触れたが、議会報告会と町民との意見交換会、議会モニター会議について、9月12日までの現状の緊急事態宣言後の取り扱いというのは、その時点で情勢が変わっているところかと思う。その時点の情勢の中で、また、この案件について相談をしたいと思う。よろしくをお願いする。以上である

委員長：説明していただいたとおり、次回については、9月14日ということで、現時点で決定させていただきたいと思う。何か意見等はあるか。

(なしとの声あり)

委員長：ないようである。以上をもって本日予定していた議件について全て終了した。本日の会議ここで閉会してよいか。

(はいとの声あり)

委員長：以上で、議会運営委員会を終了する。皆さん、長時間にわたり協議いただきお礼申しあげる。ご苦勞様である。

【閉会 15:10】